

掛川市条例第32号

掛川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月6日

掛川市長

(別紙)

掛川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

掛川市特別職報酬等審議会条例（平成17年掛川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(設置) 第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額（以下「特別職報酬等の額」という。）について審議するため、掛川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。	(設置) 第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「特別職報酬等の額」という。）について審議するため、掛川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。